

備前市のら猫不妊手術及び去勢手術事業助成金交付要綱

平成31年4月1日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の趣旨に基づき、のら猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境の保全に資するため、不妊手術又は去勢手術を行う者が負担する当該手術等に関する費用の一部に対して、予算の範囲内で備前市のら猫不妊手術及び去勢手術事業助成金を交付するものとし、その交付に関しては、備前市補助金等交付規則(平成17年備前市規則第58号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。
- (2) 去勢手術 精巣を摘出する手術をいう。
- (3) のら猫 市内に生息する、飼い主が所有又は占有の意思をもって、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫以外の猫をいう。

(対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、団体及び本市に住所を有する個人であつて、のら猫に不妊手術又は去勢手術(以下単に「手術」という。)を受けさせた者とする。ただし、営利を目的とするものは除く。

(対象経費)

第4条 助成金の対象となる費用は、手術費用及びのら猫捕獲費用その他市長が認める費用とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号の費用に対し、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 手術費用は、1匹につき5,000円とする。ただし、手術費用が5,000円に満たないときは、当該手術費用額とする。
- (2) のら猫捕獲費用は、1匹につき2,000円とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、手術を受けた日の属する年度の末日の開庁日までに、別に定める備前市のら猫不妊手術及び去勢手術事業助成金交

付申請書兼請求書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 獣医師による手術証明書
 - (2) 第5条第1項の費用が証明できる領収書等
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、助成金の交付の可否を決定し、別に定める備前市のら猫不妊手術及び去勢手術事業助成金交付決定通知書兼確定通知書又は不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成を決定した者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

(免責)

第8条 市長は、手術に関して生じた事故等についてはその責めを負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 助成金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 手術後ののら猫のうち、譲渡可能なものについては終生屋内で飼養をする者へ譲渡するよう努めること。
- (2) 手術後ののら猫を当該手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。
- (3) 手術後ののら猫が、当該手術済みであることを識別できるよう耳カットの措置を講じること。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に施術した不妊手術及び去勢手術について適用する。